

付議案第 31 号

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度教育委員会組織編成等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

別表人権・同和教育課の項の前に次のように加える。

放課後 こども 育成課	後育 係及 指導 の職 員	4	38 時 間 45 分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで	日曜日及び 土曜日とす る。
				B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで		
				C	午前 10 時 30 分から 午後 7 時まで	勤務時間の途 中において 45 分を与える。	

別表用地計画課の項中「用地計画課」を「用地・建替計画課」に改め、同表市民センターの項を次のように改める。

市民センター	全職員	4	38 時間 45 分	A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日とする。
				B	午前9時15分から午後6時まで		
				C	午前9時45分から午後6時30分まで		
				D	午前10時15分から午後7時まで		
				E	午前10時45分から午後7時30分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	
				F	午前11時30分から午後8時まで		
				G	正午から午後8時30分まで		
				H	午後零時30分から午後9時まで		
				I	午後1時から午後9時30分まで		
				J	午後1時30分から午後10時まで		

